

宅地建物取引業法施行規則の一部改正に伴う 水害ハザードマップの確認について



近年、甚大な被害をもたらす大規模水害の頻発を受け、不動産取引時において、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっていることから、宅地建物取引業法施行規則の一部が改正されました。（令和2年7月17日交付、同年8月28日施行）

この改正により、水防法に基づき作成された水害ハザードマップを活用し、宅地又は建物の所在地を示して説明することが、重要事項説明の項目に追加されました。


(1) 水防法に基づく想定最大規模の水害ハザードマップ作成状況

種別	ハザードマップ作成状況
洪水	水防法に基づき、令和4年6月に改訂しました。洪水ハザードマップは、「相模川水系版」と「金目川水系版」の2種類があります。
内水	令和4年3月に改訂しました。内水ハザードマップは水防法に基づくものではありませんが、水防法等に規定される諸条件を使用し、想定最大規模の水害を想定してシミュレーションを行っており、市内全域の水害リスクを表示しています。
高潮	水防法に基づき、令和4年3月に作成しました。

(2) 水害ハザードマップの確認方法

種別	紙面	市ホームページ	ひらつかわくわくマップ
洪水	災害対策課窓口等で配布しています。	PDFデータでハザードマップをダウンロードできます。 	地図情報データでハザードマップを閲覧することができます。 
内水	下水道整備課窓口等で確認できます。		
高潮	災害対策課窓口等で配布しています。		

(3) Q & A

Q	【洪水】洪水浸水想定区域の地点ごとの浸水深を確認することはできますか？
A	<p>洪水浸水想定区域の地点ごとの浸水深は、次の2つの方法で確認することができます。</p> <p>①神奈川県からの提供 神奈川県において河川毎のGISデータを提供することが可能です。詳細については、下記問い合わせ先までご連絡ください。※GISソフトがインストールされていないPCでは、読み込むことができません。</p> <p>②国のホームページ（浸水ナビ）による確認 国土交通省が公開している地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）にて任意の地点の浸水深を確認することができます。</p> 

その他、水害リスク情報の重要事項説明への追加に関するQ & Aについては国土交通省のホームページをご確認ください



お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップに関すること : 平塚市災害対策課 電話：0463-23-1111（内線2632） ・（洪水）浸水深の詳細データに関すること : 神奈川県河川課 電話：045-210-1111 <p style="text-align: right;">※土木事務所等においても確認できます。</p>
---------	---